

今後のこども関連予算と現状の進捗状況について

令和4年8月

内閣官房こども家庭庁設立準備室

こども家庭庁発足までの主な流れ

- 令和4年6月15日 こども家庭庁設置関連法 成立
(審議時間：衆議院30時間30分、参議院25時間05分、合計55時間35分)
- 6月17日 こども家庭庁設立準備室 発足
- 6月22日 こども家庭庁設置関連法 公布
- 7月 5日 野田大臣からこども家庭庁設立準備室員に対する訓示

<野田大臣訓示概要>

- ・ 少子化は静かな有事であり、こども家庭庁設立は我々の悲願であった。
- ・ こどもを幸せにしようという、そういう役所に向かってまい進してほしい。
- ・ これは、社会変革である。今まで霞が関や永田町で見えてこなかった、日本のこどもたちを真ん中に置くというかつてない歴史の転換のような大事業である。
- ・ 各省庁をまたぐ話なので、大人の言い訳を捨て、一つになってほしい。
- ・ ひとりひとりの職員が自ら高い志と使命感を持ち、自身のご家族と向き合うこと、もしくはこどもに立ち返ることで、こどもの視点に立ち、様々な政策を進めてもらいたい。

- 令和5年4月 1日 こども家庭庁 発足

体制と主な事務

- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門（1官房2局）体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

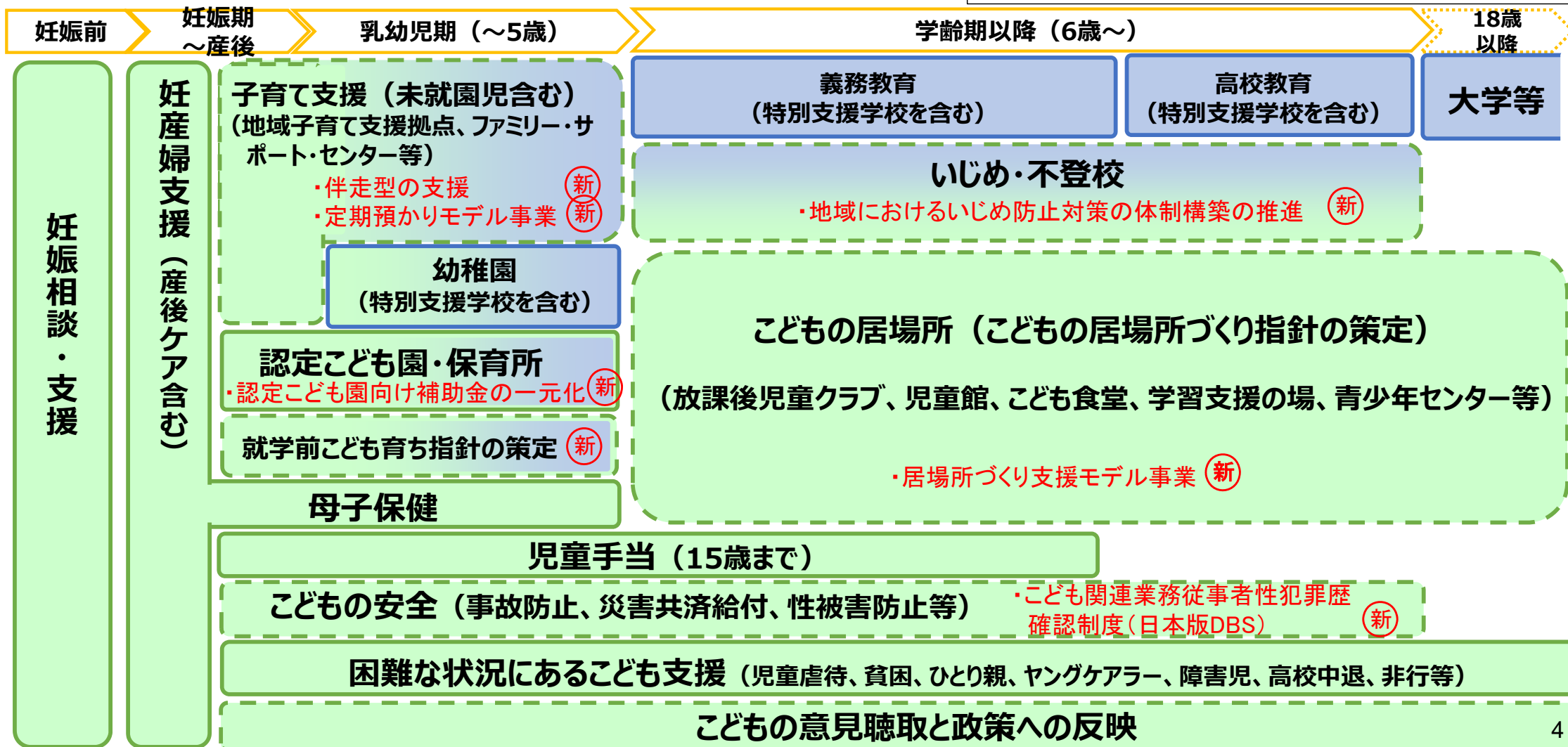
こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

・ **緑色** は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの
 ・ **赤字** は主な新規事業



令和5年度予算概算要求のポイント

〔 〕は、令和3年度補正予算

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行（※）

- こども大綱の策定・推進
- こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- こどもの意見聴取と政策への反映
- こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 総合的な子育て支援
 - ▶子ども・子育て支援新制度の推進
 - ▶保育の受け皿整備・保育人材の確保等
保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施 等
 - ▶認定こども園向け補助金の一元化
 - ▶就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等（※）

・ 保育士・幼稚園教諭等に対する収入を3%程度(月額9,000円)引き上げ 926億円

- こどもの居場所づくり支援
 - ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備
 - ▶NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施（※）
 - ▶「こども食堂」に対する支援

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援（家庭や学校に居場所のないこどもの居場所支援の推進） 602億円(安心こども基金)

- こどもの安全・安心
 - ▶こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討（※）
 - ▶災害共済給付制度への加入促進のための機能強化
 - ▶予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえたこどもの安全確保の推進

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 地域の実情や課題に応じた少子化対策
 - ▶地域少子化対策重点推進交付金
- 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信
 - ▶少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等
- 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援
 - ▶低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援、遠方での妊婦健診や産後ケアの支援等
 - ▶母子保健事業のオンライン化・デジタル化、性や妊娠に関する正しい知識の普及や相談支援の推進 等
- 高等教育の無償化
 - ▶高等教育の修学支援新制度の実施

成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進
 - ▶児童相談所の職員の採用活動への支援の強化、若手職員を指導するOB・OG職員の配置促進等による児童相談所の体制強化の推進
 - ▶包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実 等
 - ▶未就園児等のいる家庭を支援につなぐ伴走型の支援の実施

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 602億円(安心こども基金)

- ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - ▶必要な支援につなぐ伴走型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進 等
- 障害児支援体制の強化
 - ▶児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化 等
- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進（※）
 - ▶社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、文部科学省と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめの防止対策に取り組む。
- ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援
 - ▶ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化 等
 - ▶こどもの貧困対策の推進
 - ▶地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成
- 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進（※）

◇「基本方針2022」の第2章2（2）「包摂社会の実現（少子化対策・こども政策）」で示された方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する。

（※）要求額に記載がない事項については、こども家庭庁創設に伴い新たに推進するこども政策等であり、事項要求。

「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」の骨子〔 令和4年7月29日 閣議了解 〕

令和5年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(以下「基本方針 2022」という。)及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

1. 要求・要望

- 年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増(5,600 億円)を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、「新経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を令和5年度予算に反映させる。
- 地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費については、前年度当初予算の額の範囲内で要求。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。広島サミットの開催に必要な経費等の増減については加減算。
- その他の経費については、前年度当初予算額の 100 分の 90(「要望基礎額」)の範囲内で要求。
- 新しい資本主義の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GXへの投資及びDXへの投資への予算の重点化を進めるとともに、エネルギーや食料を含めた経済安全保障を徹底し新しい資本主義実現の基礎的条件である国家の安全保障を確保する等のため、「基本方針 2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を設ける。

各省大臣は、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に 100 分の 300 を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算の額を下回る場合にあっては、当該差額に 100 分の 300 を乗じた額の合計額の範囲内で要望。

2. 要求期限

- 要求・要望に当たっては、8月末日の期限を厳守。

3. 予算編成過程における検討事項

- 要求・要望について、施策の安定性・継続性にも留意しつつ、施策・制度の抜本的見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより真に必要なニーズにこたえるため精査を行う。その上で、新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策(上記の人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GXへの投資及びDXへの投資並びにエネルギーや食料を含めた経済安全保障の徹底や為替変動への適切な対応を含む)については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行うこととし、予算編成過程において検討を加え、「基本方針 2022」で示された方針を踏まえ措置。

- 新たな「中期防衛力整備計画」に係る経費については、「基本方針 2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。

○ 少子化対策・こども政策に係る経費については、「基本方針 2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。

- GXへの投資に係る経費については、「基本方針 2022」で示された方針を踏まえ、予算編成過程において検討。

こども家庭庁設立準備室において令和4年度に取り組む主な事項について

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）」において、「こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに、着実に取り組む」こととしており、準備室においては、同基本方針に掲げた以下の事項について、検討に着手する方針。

（注）下記に掲げた事項は、現時点で検討の進め方がある程度具体化しているものについて記載しているものであり、下記以外の事項についても順次検討を進める方針。

また、現在、内閣府や厚生労働省において所掌している事項に係る対応は、各府省において、準備室と連携しつつ行う。

●こども基本法に基づくこども大綱の策定

こども基本法の施行（令和5年4月1日）に向けた検討

●こどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり

調査研究事業を実施

●就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定

- ・懇談会を立ち上げ、検討
- ・未就園児等に対するアウトリーチ支援に関する調査研究事業を実施

●こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）の策定

調査研究事業を実施

●いわゆる日本版DBSの導入に向けた検討

教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組みの導入に向けた法的論点の整理や仕組みの検討等

●いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等の推進

自治体の好事例を横展開